

特279

366

特279-366



\*76W10974 \*

書第二輯  
年五月

農村協同體への道

國民運動研究會刊



始



目次

一、緒言.....1

二、わが國農業の實相.....4

三、新たなる諸問題.....8

    イ、労働手段の改善.....10

    ロ、生産の協同化.....

    ハ、労働の組織化.....

    ニ、生産資材の整備.....

四、計畫生産への展開.....

五、土地制度の合理化.....

六、協同精神の昂揚.....



76W10974



## 農村協同體への道

### 一、緒言

支那事變はわが國民生活の全面に劃期的な變化を齎らすに至つた。それは獨り物質的方面のみならず、精神的方面に對してもであるが、今こゝに採り上げやうとしてゐる農業についても同様の事實を看取することが出来る。

何よりも先づ應召によつて、農業における最も強き勞働力が急速に農村から去つた。又軍需工業の慌しき發展から、残された若き勞働力が流るゝ如くそのうちに移動した。のみならず、滿洲移民の國防的・政治的重要性もその大部分は農村の中堅的勞働力(成人並に青少年)によつて満たされねばならなかつたし、それへの要求は刻々に増大するのみである。それ等の事實は畜力の急激な減少とゝもに、農業生産に深刻な變化を與へずにはおかない。しかも生産資材(農具・肥料その他)の供給不足も顯著であるし、その上一般物價は農産物のそれを追ひ越して昂騰し、所謂<sup>レ</sup>缺狀<sup>ニ</sup>價格差<sup>ヲ</sup>を次第に増大せしめつゝある。

小作料と耕地價格の上昇は、農業生産の上に殊に重大な影響を與へるであらう。といふのは既に明かなやうに、わが國農業の生産力は高き小作料と地價とによつて、從來その發展の速度を遅らせられてゐたのであり、いひかへれば、それはわが國農業の重き負擔であつたのである。そして今やその負擔はひときわその重さを加へつゝあるのである。

吾々はそれにもかゝはらず、農業生産力を飛躍的に増大させなくてはならないのだ。吾々はあくまで聖戰を貫徹しなくてはならない。そして聖戰の遂行は農業生産の擴充を求めて止まないのである。それは獨り軍需からばかりではない。輸出用農産物の積極的増産もまた、今やわが農業の双肩に課せられたる重大な任務なのである。そしてこのやうな重大な諸任務を、吾々は前記のやうな困難な諸事情の交錯し、輻輳した、そのさなかにおいて遂行しなくてはならないのである。

こゝに問題が横つてゐるのである。いひかへれば、わが國の農業の上へのしかかつて來てゐる諸困難は、たゞそのまゝでは、何れも生産力を低下させる條件としてのみ作用する性質のものであるにもかゝらず、その重壓の下で、刻々にそれを克服しつゝ、却つて逆に農業生産力を擴充し、増大せしめなくてはならないところに問題があるのである。

勤勉にして忠實なる農民には、今、このやうにして、より一層の勤勉と忠誠とが要求されてゐる

のだ。だが、それだけでは足りない。

今この困難なる農業生産の頂に立つて靜かに越し方のわが國農業政策を顧ると、それは遅れたるもの、弱き者をいたわる態の保護政策を以つて一貫されてゐたのだ。個々の農業政策のどの一つを採り上げて觀ても、例へばその自力更生策でさへが、さうであつたのだ。然るに保護政策は遂にその限界點に到達したのである。吾々が以下農村協同體の建設を主張するのは、つまり、このやうな從來の農業政策の根本的な建て直し、反對にいへば、農業生産のための機構の改革が、今や全く不可避となつたがためなのである。

だが農村機構の改革（農業革新）のためには勤勉と同時にたくひなき勇氣を必要とする。なぜなら、久しく農民の心の中に喰ひ込んでゐる利己主義を清算し、農民の性格をより正しい、協同主義にまで高めることなしには農村協同體の建設は不可能だからである。

農民の性格さへが變化されなくてはならない。そして農業・農民の、かくて變化し、高められたる性格こそが新しき、躍進日本建設の基石たるは勿論、それはそのまゝ東亞協同體（東亞新秩序）建設のための太き柱ともなるのである。こゝに農村協同體↓國民協同體↓東亞協同體へと通する大道が拓かれてゆく。この榮ある國家的・民族的任務を自覺して、我々農民は、たくひなき勇氣を振ひ

起さなくてはならない。

### 二、わが國農業の實相

わが國の農業は、零細農業であるといふことは誰れにもいはれてゐる。農林省の調査によれば農家一戸當りの耕地面積は從來全國平均一町八畝で(この數字は必ずしも正確ではない)、若しそれを耕地面積の廣狹によつて分類すれば、およそ次の如くである。

一、五反未満	一、八九六 <small>(千戸)</small>	(三三・九%)
二、五反以上 一町未満	一、九一四	(三四・二)
三、一町以上 二町未満	一、二六二	(二二・六)
四、二町以上 三町未満	三二〇	(五・七)
五、三町以上 五町未満	一二六	(二・二)
六、五町以上	七七	(一・五)

この表で明らかかなやうに、全國平均耕作面積以下の農家が、全農家戸数の六八%以上を占め、しかも五反未満のそれは、三四%といふ多數を示してゐる。地域的に見るならば三町歩以上の經營は、

過半北海道に集中してゐるといふ特殊事情があるにしても、わが國の農業經營の單位は全體的には餘りに小規模に過ぎる。なほこの場合『一町八畝』といふ『平均』は餘り意味をなさない。といふのは『平均』以下の耕作農家が前記のやうに多數を占めてゐるから。

以上は耕作面積の數字であるが、耕地所有の關係を見ると、次のやうに、經營に比らべて更に遙かに不均衡である。

耕地所有者階級別	戸數	同上割合	所有面積 <small>(千町歩)</small>	同上割合
地主	一、〇七〇 <small>(千戸)</small>	二〇・八%	二、八三二	四六・六%
自作農	一、七三一	七九・二	三、二五二	五三・四
自作兼小作	二、三四八			

(備考) 地主數は『耕作に従事せざる耕地所有者』數である。

この表によれば、耕作に従事してゐない耕地所有者(地主)は、耕地所有者總數の僅か二〇・八%であるにも拘らず、その所有面積は、總體の四六・六%を占めてゐる。この點に就いて、東畑精一氏は次のやうにいつてをられる。

『然し乍ら耕地の所有規模の分散は經營に比して遙かに不平等である。所有總戸數約五百十萬、其の内五反未満二百五十二萬戸(五〇%)、三町未満の合計四百七十一萬戸(九二%)であり、殘餘の八%弱の戸數が夫れ

以上である。——中略——然し例へば十町歩以上の——中略——所有者五萬八十九戸(内、五十町以上は三、五四七戸)は考へ得べき最少限度で六十四萬町餘を持つてゐる。——中略——夫れだけでも五反未満の所有者の百萬人以上の所有地面積に匹敵する。これは經營の場合に見られぬ分散の不平等性を端的に示してゐる。』(『日本農業の展開過程』第一章第一節)

かやうに耕地面積の狭少と、所有規模の不整一性は、わが國農業の特質を成すものであるが、このやうな零細經營にあつて生産力を高めようとするならば、いきほひ、土地の生産性を高めることにのみ努力が集中され、人間の労働の生産性を高めることは全く閑却されてしまふ。その結果、極度の集約農業が展開されることになり、労働の生産性を高めるための耕作の機械化、生産の協同化、いひかへれば生産の大規模化は一向に顧られないばかりか、全く望み得ないことになる。大事なことは、わが國の農業の不幸な特徴の一つとして誰れでもが數へ上げてゐる高い小作料と高い地價とが、この事の因となり果となつてゐるといふことである。

わが國の耕地價格と小作料とは世界一高いといはれてゐる。小作料についていへば、昭和十一年の調査によると、その額は農業經營費總額の五五%を占めてゐる。又自作農にあつては、農業經營のための費用中、その九〇%を土地購入のために支拂はなくてはならない實情にある。こんな状態の下では、小作であれ、自作であれ、剩餘(利潤)を求むるための經營など行へるものではないのであ

つて、その經營からの収益は、たかだか、一家が生活して行くだけで精一杯なのであつて、その労働からは普通の賃銀さへも得ることが出来ない。だから従來、農業生産はその規模の擴大どころか、それを維持してゆくだけに、農民の全精力が傾注されてゐたのであつて、そのためには農民自身の労働、自己労働の犠牲によるの他はなかつた。いひかへれば農業生産が、資本によらず農民の勤務によつて、最も多く維持され來つたのであつて、こゝに勤勞主義乃至は精農主義の社會的根拠があり、これが農民の美德を哺育する役目は果し得たにしても、かゝる非採算的經營形態は、疾病、災害等に對する極度の脆弱性を示すものであつて、このことがまた農家負債の最も大きな原因とさへなり、更にわが國の農業が今日のやうな重大な危局に當面するに至つたのも、後に述べるやうに、全くこれが原因をなしてゐるのである。

このやうな状態の下にあつては、わが國の農業生産力が正常な發展を遂げることの出来ないのは當然だ。小作農についてはいふまでもないが、自作農にしたところで、土地購入のための負債と公租公課のための支出が、その収益の大部分を占めてゐるのだから、再生産を擴大するための肥料、農具、飼料等の購入に支拂ふべき餘剰などはとても残らない。だから『勤勞』、頼みとするのはこれだけだ。このやうにして農民の『勤勞』による所謂單純再生産が果しなく繰り返へされてゆく。

だからわが國の農業生産を維持させるためには、國家がこれを保護し、助成してゆく以外に道はなかつたのである。そしてそれは自作農維持創設、小作調停、高米價政策、自力更生運動、産業組合主義、或は諸々の補助金並に低利資金政策等に一貫した内容を持つて現はされてゐるのである。勿論それ等の諸政策は從來の小農維持、保護と云ふ一點においては大きな役割を果して來たし、又一方、農業外諸産業、特に輕工業の發展に強靱性を與へ、又輸出振興の經濟的、社會的基礎條件を形成すると同時に、地主的土地所有の維持にも役立つたものではあるが、しかしながら、かゝる保護政策は農業の擴張再生産を可能ならしむる基礎條件を作り出す事は出來なかつた。そして相變らぬ單純再生産の繰り返し、災害の不斷の恐怖、負債の累増等々、それ等の悲しき事實が、農業生産力の牛の歩みの發展と並行し、かくして結局、過重な労働が、農業生産力維持の、考へられるたゞ一つの方法として導き出されざるを得ない結果となつたのである。

わが國農業の基本的特質は、およそこのやうなものである。

### 三、新たなる諸問題

こんなことをいふ人がゐる。「從來わが農村には人手が有り餘つてゐたのだ。(人口過剩)だから應召や、工業や、移民等によつて人口が減ることは却つて望ましいことだし、又そんなことで農業生産力は減少しない」と、又樂觀的な觀察者は「若し人手の不足によつて生産力が減る心配があつたら、労働を強化すればいゝ」ともいふ。とんでもない間違ひである。このやうな論者に對しては日本労働科學研究所の吉岡金市氏の次の文章が痛烈な批判を與へてゐる。

「農村に過剰人口が停滯してゐるが故に、農業労働技術の發展がなく、従つて、今次事變による急激なる農村人口の減退が、直ちに農業労働力の不足として問題となつて來たのである。逆説的にいへば、從來、農村に過剰人口が停滯してゐるが故に、今は、労働力が不足して來たのである。農村に停滯してゐた、又は停滯してゐる過剰人口の故に、農業労働力に不足なしとする見解は、人間と自然とを媒介する技術の發展段階を看過してゐること、又その技術が社會的に制約されてゐることを無視してゐる點に於て、理論的に根本的な誤謬を犯してゐるといはねばならぬ。」(「農政」三月號)

若しもわが國の農業技術がもつと發達してゐて、單位當り労働の生産力(労働の生産性)がもつと高められてゐたか、又はさうする可能性が前から與へられてゐたのであれば、労働力の不足は、今見るやうに急速には來なかつたらうし、又たとひ來たところで、それを埋め合せることは、さまざま困難なことではなかつたらう。ところがわが國の農業にあつては、前にも見たやうに、そのやう

な社会的な條件が與へられてをらず、『人間と自然とを媒介する技術の發展段階』が非常に低かつたために、人の手足による『勤勉』が一番大事な生産力であつたのだ。だからこそ生産力を高めるためには専ら人の手足の数を増やし、それによつて農業を集約化する外に途はなかつたのである。だから農村に於ける過剰人口は、農民の生活の困難の原因ではあつたが、生産力は、實はそれによつてのみ維持されてゐたのである。そこへもつて來て農村における人手が減少したのであるから問題なのである。いひかへれば、わが國農業生産の生命たる労働の集約に思はぬ障碍が発生したのでから、事は重大なのである。

かくして吾々は前記のやうな無責任な樂觀論が、如何に根もなきものであるかを知ることが出來ると同時に、今やわが國農業生産力の問題は手足の数の問題を離れた個所、別の言葉でいへば、『人間と自然とを媒介する技術』において、その解決の道を求むべきである事を識るのである。勿論技術の問題はそれの社会的條件たる土地問題に觸れないわけにはゆかないのであるが、それは後にゆづり、こゝでは大要次のやうな問題解決の道が考へられる。

(イ)労働手段の改善 (ロ)生産の協同化 (ハ)労働の組織化 (ニ)生産資材の整備

#### イ、労働手段の改善

手の労働はそれを機械化することによつて、その生産性を何倍にも高められることはいふまでもない。機械は自然に働きかける人間の労働を驚くばかりに増大させるのである。こつことは農業にあつても同様である。こゝでも吉岡氏は次の如くいられる。

『事實、労働集約度の極限にまで達してゐると考へられてゐる日本の米作農業も、機械化によつて労働生産力が著しく發展し、而もそれが、反當收量、換言すれば、土地の生産力の低減をもたらしてゐるのみか、却つて、反當收量——土地の生産力をも増大してゐるのである。』

試みに機械化の先進地岡山縣の實例を見やう。

『これを大陸式とはいはぬ迄も現に岡山縣で實施し非常な成績をあげてゐる中農法の小型トラクター使用により過半の勞力を節減しようといふのである。更に此餘剩勞力をトラクター使用不可能の隣接地へ供給するのである。牛が三百頭、馬が四百頭もする時、このトラクターは二、三馬力のもので二百五十頭、發動機代を加へても約四百頭位で買へるので。縣下の發動機数は千三百餘臺、トラクターだけの購入ですぐ使用出来るのだ。岡山縣農會の調査によると十三年八月現在私有九百三十九臺、共有九十九臺、一ヶ村の利用率は四四%、米收穫は反當七俵より八俵、二馬力半のもので一時間荒起七畝、石油八合、一日六反平均とされ、畜力の倍、人力の六倍といふ成績である。然らば一面集約性を缺いて減收を來すのではないかとの懸念も一應尤もだが、人力以上の深耕が出来るから使用後二三年目から長く太いガツチリした草に尺餘の穂が垂れる事が請合である。』(中外商業十四年、一月三十一日)



更にこの點についても吉岡氏は次の如き示唆に富む統計を發表されてゐる。「農政」三月號）  
 ことでは所要勞力の節減が首肯される。

播種整地法別月別反當所要勞力配分

月	(1) 普通耕起播法	(2) 打密播法 (1.2 條播平均)	(3) 割播法 (穴播ヲ含ム)	(4) 穴播 (トラクタ-使用)
	所要勞力	所要勞力	所要勞力	所要勞力
	%	%	%	%
11月	3.94人	3.23人	2.83人	1.36人
12月	4.76	0.76	3.55	1.31
1月	0.47	1.44	3.19	—
2月	2.65	2.06	1.46	0.56
3月	1.18	1.66	2.50	0.89
4月	1.63	1.16	1.45	0.76
5月	0.70	0.40	0.60	0.34
計	15.33	10.71	15.52	5.22
	100.0	100.0	100.0	100.00

更に作業能率と反當經費について見れば次の如くである。「農業と經濟」二月號）

作業人員	耕作面積	債却金	修繕費	消耗品費	勞力費	一日當經費	反當經費
一人	一〇町	二五日	一年當 六〇・四六 一日當 二・四二	一年當 一八・〇〇 一日當 七二	一日當 二・六八	二・〇〇	一・九五
二人	一〇町	二五日	借馬料 一五〇・〇〇	飼料 一〇・〇〇	三・〇〇	一〇・四〇	二・六〇
二人	一〇町	二五日	—	—	一八・〇〇	一八・一四	四・五四

機械化は反當所要經費についても前掲の如く有利である。然し吾々は此の際、機械化を固執して土地の個性や自然的條件を無視したり、或はその實現の困難なる田植、養蠶等にも機械化の優位を説くのでは勿論ない。この場合機械化とは、機械化さるべき客觀的條件を具備するものについていふのである。更に又機械化の故に畜力の利用を否定してはならない。畜力の利用増進は、勞力、そ

の國防的意義、自給肥料等の見地からも積極的に考慮されなくてはならぬ。

なほ、收穫調整部分における動力化の問題もこゝに數へらるべきであらうが、この點は現在その八―九割が動力化してゐるから（宮崎縣は九割八分）、問題は寧ろその所有の合理化であらう。といふのは現在動力化の進展は右の如く極めて顯著ではあるが、それは大部分、富農、商業資本（賃貸の形式に於ける）の手によつて所有されてゐる。これはそれ／＼の協同組織體の所有として、積極的、合理的に利用すべきであると考へる。

#### ロ、生産の協同化

農村には昔から隣保相助の精神に基く生活、生産の協同化が行はれてゐた。田植、田草取り、稲刈、收穫、脱穀調整、養蠶における上簇、繭撮、開墾、耕地整理、家屋、道路、河川の新修築等、生産から、吉凶禍福の場合の生活部面にも互つて、床しい精神と行爲の結びが出来てゐた。このやうな舊い習慣はいふまでもなく自然發生的のものであつたにしても、農業における生産力がまだ低かつた時代、従つて人間に對する自然の壓迫が今日よりも遙かに強烈であつた時代には、相互の力を結びつけることによつて、その生活力を高め、又それによつて自然の壓迫からお互ひを防衛したのである。それ故農村における隣保相助の精神、それに基づく協同こそ公益を基調とした協同體

（ゲマインシャフト）の原型なのである。

資本主義の發展に従つて、その營利主義は次第に農村にも浸潤し、一方階級主義が隣保相助の精神を曇らせ、協同體に分裂を生ぜしむるに至つた。このやうな事實は農業における生産力の發展の反映でもあることはいふまでもないが、しかしそれによつては、生産力のより以上の發展は到底望み得ない。いひかへれば、營利主義は農業生産力の發展のために、一應の役割を演じはしたが、その役割は既に限界點に達し、今は却つて反對に、その發展を抑制してゐるものとなつたのである。前項で見た農業機械の富農、商業資本による占有が、農業生産への機械の導入には役立つたにしても、それは今や却つてより以上の生産力の發展を阻んでゐるし、階級主義による小作爭議が尠からずそれに禍したことも亦明かなことである。

かくして祖先の貴い遺産たる協同の精神を忘却したことはわが農村の不幸であつた。資本主義は公益社會（ゲマインシャフト）を否定し、利益社會（ゲゼルシャフト）たらしめることによつて、その生産力を高めやうとしたのだ、けれども、利益社會が協同體そのものの利益よりも個人の營利に優位を與へる限り、人間本來の生活・生産の様式とは一致しない。人間は本來「社會的動物」なのである。個人的生活などといふものは絶対にあり得ないし、たゞ一人きりでの生産などは、考へること

さへも出来ないのである。協同こそが人間が生きる姿であり、生産の絶対要件なのである。だから個人の利益とその自由を基調とし、それから出發した資本主義・營利主義・自由主義の生活・生産の仕方が、たとひ一時人の生活を高め、生産力を増大させたことがあつたにしても、それは全く一時的なことに過ぎない。歴史は變ることなく人間協同の精神と行動とによつて永遠から永遠への流れをたゆみなく發展してゐるのだ。

今事變の發生と同時に、殊に農村において、隣保相助の精神が復興し、勤勞奉仕による協同化が現實に必要とさへなつたといふことは、決して偶然の出來事ではなく、協同を忘れた人間への、歴史の有難い、得難い警告であつたのだ。だから吾々は、今や祖先から受け繼いだこの貴い遺産をしみじみと抱きしめ、その眞奥から溢れこぼれる香り高き人間本來の精神（ヒューマニティー）を更に一段と昂揚させなくてはならない。

農村における銃後對策としての勤勞奉仕も勞働その他の協同化も、たゞ單にある日、ある一時期的のものであつてはならない。吾々はそのうちに祖先の貴い遺産を觀、それを日常の生活のうちに具體化し、更にそれを組織化し、近代化し、より高き協同體を建設することによつて生産力を擴充しなくてはならない。それでこそ吾々は祖先の遺産をより貴きものとすることが出来るのである。

農村における協同化の事例は、從來とて決して尠しとしない。例へば土地の共同管理、共同苗代の設定、稚蠶共同飼育、共同收益地の設定、共同育雛場の設立、共同作業場の設立、共同採種圃の設定、共同炊事場の設立、共同託兒所の設立等々。そしてこれ等は多かれ少かれ現在具體化しつつある事であるが、吾々はこれを更に強化、促進して協同化の實をあげなければならない。

だがさうだからといつて吾々は個人の自由を基調とした資本主義のよい部分を全然無視してはならない。資本主義は協同の精神を曇らせた罪を犯したにしても、個人の存在とその才能の獨立とを強く認めたといふ點では、人間の歴史の發展の上に大きな幸ひを齎したのである。この美點は忘却してはならない。だから高い個性を要求する事業、高度の技術を必要とする作業にまで一律にその協同化を強ひるやうな公式主義に陥つてはならない。寧ろ協同によつてそれ等の個性や技術をもつと成長させなくてはならないのである。

と同時に、吾々は、從來部分的に試みられた土地共同管理、稚蠶共同飼育、共同育雛等において、たとひ失敗の跡があつたにしても、それを以つて協同化の正しい方向を否定するやうな誤りを犯してはならない。この際吾々は寧ろ、それ等の苦き經驗を協同精神や運用上の技術や、その環境との關係において再び採り上げ、再び吟味すべきであつて、片々たる部分的な事例によつて、事物の本

質を觀抜く努力を放棄してはならない。

再びいふ。協同こそが人間本然の姿であり、それが過去の生活の様式のうちに表現せられてゐたにしても、それを以つて協同が過去のものであつたのではなく、實は協同の仕方が過去のものであつたに過ぎないのだ。問題は協同の仕方なのであつて、これに新しい形を與へること、これが吾々の任務なのである。

### ハ、労働の組織化

労働の組織化は、前の生産の協同化と表裏をなすものであつて、協同するためには、同時に協同者が組織されなくてはならないことは自明である。

協同によつて人は自然に働きかける力、いひかへれば物を造り出す力(生産力)を増大させるといふことは、 $1+1=2$ といつた算術の式についていつてゐるのではない。寧ろこの場合は、算術における合理主義を超へて $1+1=2.5$ といふ式が成り立つのである。一人から二人になれば、一人の時には零であつた勇氣がその協同の中から生れて来る。だが算術では $0+0=0$ なのであつて、たとひ二つ加へても無から有は出て來ないのである。こゝに人間の神秘があり、單なる合

理主義では理解出來ないものがあるのである。

協同は創造する。だから $1+1=2.5$ となるのであり、 $0+0=1$ ヨリ大ナリと云ふことにさへなるのである。これは極めて重要なことである。

さきに人間と自然とを技術が媒介することについてチョット觸れたが、この技術こそ協同によつて創造されたものであり、そして又その技術が協同の仕方を創り出してゆくのである。そして労働の組織化とは、技術に適應した協同の仕方のことをいふのである。

農村における労働の組織化が、如何に農業生産力を増大させるかを實例について見やう。

昨年(昭和十三年)の田植進行状況を見ると、應召その他のための労働力不足から、一般には平年より甚しく遅れてゐる。殊に時局産業の影響を強く受けたと思はれる地方ほど、この現象は顯著なのであつて、例へば愛知縣では一五・一%、長崎縣では二九・八九%も遅延したのである。ところが佐賀縣ではこのことを見越し、田植労働力の移動調査をやり、その調査に基いて、計畫的、合理的に労働力を移動させたところ、一般とは逆に、實に一五・六八%も田植の進行を促進させてゐる。まことに學ぶべき事柄であつて、吾々は進んで、農村に於ける各種の労働を、部落、町村、郡市、府縣等の地域的關係と、氣候、風土、水利等の自然的條件と、更に季節的繁閑の事情とを併せて考

慮し、今や農業生産の全領域に亘る労働力の組織化を計畫すべきである。

この際看過してならないのは、婦人労働の組織化である。元來わが國の農業にあつては、婦人労働は極めて高い地位に置かれてゐるのである。例へば農業従業者數千四百十四萬人（昭和五年國勢調査）について見ると、その内譯は男七百七十四萬人、女六百三十九萬人、即ち農業従業者の四五%を婦人が占めてをり（業種別に見ると農耕において四四%蠶業において七二%）。これを農業労働時間から見れば、一農家當り、男五九・七%、女四〇・三%となつてゐるのである。さきにも述べたやうに生産力の低下が心配されるのは、生産力の高い労働、即ち農村中堅層が主としてその職場から逸脱したことに基くのであるが、このことはさらぬだに高い農業労働部面における婦人の重要性を一層高く、強く要求しないではおかない。農林省が昭和十三年の農繁期における農業労働力補給狀況を調査したところによれば、平均一部落當り農業人口九四・一人のうち、男子農業者四六・〇人に對し女子農業者は實に四八・一人に達してゐる。（全國四十五府縣五十九ヶ村の共同作業實施組合たる部落百三十四の調査）。

農村における婦人労働は、その性質として、元來家事労働に多くの領域を占めてゐた。これを農耕の部面に動員し、組織化することが目今の急務であるが、そのためには先づ家事労働そのもの

をも組織化することによつて、こゝに農業労働の餘力を生み出すことが肝要である。共同炊事場、協同託兒所の設立はそのよき方法の一つである。例へば群馬縣の馬山村種田村部落では、農事實行組合の婦人部が農繁期百七十日間、二十六戸、二百五十人の共同炊事をなし、その間二百二十三人の努力節約を挙げ、しかも共同炊事は縣衛生係の指導に基く營養食で、現金支出一食一錢五厘といふよい成績を挙げてゐる。又農繁期中、學校を開放して託兒所を開設し、休暇中の教師や、餘裕ある家庭の婦人がその勞をとることによつて、婦人労働の農耕への動員を援けてゐる事例は既に數多く、その効果については今更いふまでもなく。

かくて男たると女たるとを問はず、農業労働のより一層の組織化、協同化こそ、單に時局對應の方策たるに止まらず、新しい時代建設のために、今や果敢に押し進めらるべきである。協同こそ日本躍進の第一歩なのだから。

#### 生産資材の整備

従來わが國の農業にあつては、生産部面への資本の投下が餘りに尠な過ぎた。前にも見たやうに農業生産の開始に當つては、資本は大部分土地購入のために費され、その生産力を高めるための資

材購入の費用は最早全く農民の手にはない。小作の場合にしても土地借入れのための小作料を支拂つてしまつた後は、農民の生活を保持するにさへ充分でない收穫物しか残らない。自然苛烈なる勞働によつて、危く單純再生産を繰り返へしてゐるより外なかつたのである。だから農業生産の維持のためにも、更にこれを擴充するためにも、今や投下資本の量を増大させ、生産資材の整備を計らなくてはならない。勞働力の急激な減少が、農耕のための機械の導入によつて滿されなくてはならないことは既に述べたが、そればかりではない。役畜の軍事への動員は勞力不足と相まつて、自給肥料の生産を困難にしてゐるではないか。いふまでもなくこの困難は化學肥料の供給によつてのみ克服されなくてはならないのだ。

然るに現實の事態は全くその逆である。全工業生産力を擧げての軍需への動員の必要は、農業用機械の製作を頓坐させてゐるし、肥料の製造能力も一部この部分にあてなくてはならないし、輸入肥料は殊に大きな打撃を受けてゐる。この困難はどうして克服するか。

農業用機械についていふならば、何よりも先づその利用の共同によつてその不足が補はるべきである。前述のやうに、たとひ遅々たりとはいへ、農耕、殊に收穫物調整のための機械化は既に相當程度に進んでゐるのであるが、それが個人的に占有されてゐるがために、その全能力を擧げることが出来ないでゐるし、さうするためには農業經營の採算を無視しなくてはならない場合さへ尠なからず生ずるのだ。だからこゝではためらうことなく、農業機械使用の協同化が進めらるべきである。

肥料にしても、農業者自身、この際更に一層、施肥の合理化、共同配合等について考慮しなくてはならないが、同時に國家による肥料配給の統制、その一元化は勿論のこと、進んではその生産の國營が考へられなくてはならない。又自給肥料生産も、今日一私人によつて獨占されてゐる牧草地或は國有林野の採草の爲の開放が出来、一方共同作業によつて勞力の不足が補ひ得たならば、多かれ少かれ、その困難を克服することが出来るであらう。

かくして今日の困難なる状態の下でも、農業生産が一途減少の途を辿るべきものと運命づけ、悲觀する必要は絶対にない。困難と悲觀とは全然別のことである。否、吾々は困難であればこそ逆にそれを乗り越へるために勇氣を振ひ起さなくてはならないし、かゝる勇氣が、正しい協同主義の精神によつて貫かれた時、その時こそ吾々は奇蹟を生み出すことが出来るのだ。いひかへれば農村における營利主義の清算によつてこそ(イ)勞働手段の改善、(ロ)生産の協同化、(ハ)勞働の組織化、(ニ)生産資材の整備を遂げ、かくて農業生産力を擴充することが出来るのである。

## 四、計畫生産への展開

本年度から實施されやうとしてゐる農業計畫生産のプランによると、米の四百萬石、藁の千八百五十萬貫、木炭の一億四千萬貫等をはじめとして、酒精原料甘藷、馬鈴藷、麥類、麻類等多數の増産目的品目が擧げられ、これを道府縣に割當生産させやうといふのである。まことにわが國當面の熾烈なる要求であり、吾々はあらゆる努力を傾注して『所期の目的を達成』しなくてはならない。では如何にしてそれを達成するか？

最も單純に、そして純粹に營利主義的に考へるならば、それ等の増産目的品目の各々に對して高價格政策を採ればよい。資本主義の法則では利潤の多いところに資本が集中し、その生産力を高めてゆくのである。そしてわが國では從來生産を高めるといふよりは寧ろ、その小さな生産をカツカツに維持させるために、高價格政策を加味した保護政策を採つて來た。ところが今日、そのやうな政策を維持することはもう到底出來なくなつたばかりか、逆にそれを引下げなくてはならないのがわが國の現状なのである。しかし、だからといつて、農産物の價格を無暗に引下げるわけにもゆかない。といふのは、農産物と農村必要品との缺狀價格差は益々その幅を廣げつゝあるのであつ

て、例へば昭和十二年の春を指數一〇〇とする食料農産物價格が、十四年一月に一〇六に値上りしてゐる時、農業必需品の價格は（肥料、農具、ゴム靴、作業服等）一〇〇から一五九・七に騰貴してゐる。特に作業服、地下足袋、ゴム靴の類は、少くとも四三%、多きは一四〇%の昂騰を示してさへゐる。

このやうな状態のところへ農産物價格の矢鱈な引き下げなどしたら、却つて農業生産の破壊とさへなつてしまうことは當然のことだ。

このやうに一般物價の騰貴から見ても、農産物の價格も亦騰貴することが寧ろ當然なのだ、その傾向を益々強める他の重大な現象が今吾々の眼前にムクムクと立ち現れつゝあることに、吾々は恐怖をさへ感じてゐるのだ。それは農村における土地價格と小作料との急激な騰貴である。

農産物の生産價格の中で一番大きな場所を占めてゐるのは、何といつても、土地價格と小作料とである。先づ土地價格について見よう。昨昭和十三年三月末現在の勘銀調査によると、事變發生前の昭和十二年三月現在の田地一反當り四百七十圓であつた全國平均賣買價格は早くも一割強の値上りとなり、反當り平均五百十九圓となり、歐洲大戰前の値上りを除けば、近來未曾有の騰貴を示してゐる。更にこれを最近における信託、銀行側の調査についてみると、本年度（昭和十四年）の全國田

地賣買價格平均は反當り五百五十圓乃至六十圓に昂騰し、前年三月に比して一割、事變前のそれに比すれば實に二割強の騰貴となつてゐる。注意すべきはこのやうな土地の急激な値上りが、正常な農業生産力の増大からではなく、また従つて農業經營の採算の好轉といふやうな條件のためではなく、低金利政策によつて生じた遊資の始末のためや、貨幣を物に轉化しやうとする傾向やの現れであつて、農業外の事情に多く原因してをり、農業内の事情としては、事變の發生を轉機とする農民運動の終熄から、小作料引上の條件が生じたといふやうな、何れにするも、生産力の増大や、採算の好轉などは縁も由緒もないばかりか、却つてそれとは逆の事情がその原因となつてゐることである。

かくて小作料も亦當然に騰貴の一途を辿つてゐる。それを事變發生の前後について見ると昭和十二年の普通田平均反當り實收小作料一石四升は、十三年になると一石五升到上昇し、しかもその傾向を持續してゐるのである。

だから農産物の價格は騰貴するのが當り前なのである。だが騰貴させてはならない。それが悪性インフレの破れ目とさへなる危険性があるからだ。騰貴させないで、否、却つてその價格を引き下げて、しかも増産を計ること、これこそ今日吾々に與へられた課題であり、任務なのである。ではど

うすればよいのか？

答へは明かだ。何よりも先づ缺狀價格差を克服せよ。目今わが國の政治・經濟の中心問題となつてゐる物價の問題は、だから、農業問題の側から見ても極めて重大な意味をもつてゐる。だが、ここではこれ以上それに深入りすることをすまい。こゝでは農業獨自の問題だけを採り上げるべきだから。

高い小作料と地價とが農産物の生産價格のうち大きな場所を占めてゐることは前に指摘した。だからこの價格を引き下げることこそ農産物價格騰貴を抑制し、進んでこれを引下げするために必須の條件なのである。そればかりか、高い小作料と地價とは、わが農業生産力の發展を阻む最も決定的な素因なのだから、これを引き下げるとは、同時に農業生産力の擴充のための、新たな條件を造り出すことにもなるのである。かくして小作料と地價の引下げこそ、わが國農業當面の任務たる計畫生産の第一關門であることを識らねばならない。

生産力の増大を目的とする計畫生産にあつては、耕地面積の擴張が要求されることも亦當然である。そして現にわが國には二百萬町歩以上の耕地擴張餘地が残されてゐるのだ。しかるに従來僅かに、自己所有の隣接地とか、比較的容易に手のつけられる土地が開墾されて來たに過ぎないで、大



規模な開墾事業が起らなかったといふのも、高い小作料と高い地價とのためであつたのだ。だからその促進のためにも、小作料と地價とは引下げられなくてはならない。

かくして農業生産力増大のためのこの第一關門を通過する時、こゝに輝かしき計畫生産の視野は無限に拓かれてゆくであらう。

(1) 水利の改良による二毛作化。灌漑水の常時不足せる地域、排水不良の地帯の改良、整理。そのための水利の社會化、國營化。そしてそれは電力用ダム、貯水地と相關的に計畫化されなくてはならない。

(2) 徹底的負債整理の敢行なくしては、わが農民の更生はあり得ない。負債整理組合の合理化とその活用、一定期限を経過する舊負債の、一定限度の切下げ等が考へられる。特にこのことは滿洲農業移民計畫を遂行する場合、第一にぶち當る最も大きな問題である。

(3) 亂立、無統制を極むる農業團體の一元的統制が、農林行政の一元化と併せて敢行されなくてはならない。

(4) 當面問題となつてゐる生産計畫は、その増産目標が輸出品、軍需品、國民食糧品等としてその商品化を要求されてゐるのであるが、このことは従來自給自足を建前として發展して來た、わが

農村經濟更生運動に、質的轉換を要請する。

(5) 滿洲農業移民の政策はあらゆる障礙を越へて遂行されなくてはならず、且つ今後のわが國農業は、滿洲、支那農業との關聯において、展開、計畫されなくてはならない。

(6) 優れたる農村指導者の養成が考へらるべきである。それは都市における農業理論家、地方に於ける技術員、或は園藝的、文化的生活内にとゞまる富農子弟、理論的にも生活的にも旺盛なエネルギーを持つが、地方の農業生産の指導からは比較的離れてゐる農村運動者(從來の言葉における)等が、バラ／＼にある形でなしに、融合し、一體となつて農村の再建に邁進すべきである。

(7) かくて最後に、農業者自身の性格の改革、それに基く自主的協力と新しき農村の秩序。そして高く優れたる協同精神の限りなき昂揚。

## 五、土地制度の合理化

あらゆる悪い條件を克服しつゝ、計畫生産を樞軸とするわが國農業の飛躍的發展のためには、生産の協同化、勞働の組織化と相まつて、農耕機械の導入、生産資材の整備等、土地以外の部面への投下資本が増額されなくてはならない。そしてそのためには何よりも高い小作料と地價とを、正常

の水準にまで押し下げる努力を廻避するわけには行かないし、これこそ實に計畫生産へと通ずる道に横たはる第一關門であることを、吾々は既に識つた。かくして問題は否應なしに土地問題にブチ當らざるを得ない。

土地問題は必ずしも事變を契機として發生したものである。周知のやうに、それは既に永く解決至難な問題として、政治的にも、經濟的にももちあつかわれてゐた案件なのである。事變後應召農家若しくは集團移民の遺地の問題、土地所有權の移動による耕作權の浮動等から、その面貌を新にしてまたも登場して來はしたが、問題の本質はそれによつて聊かも變へられたわけでもなく、それは依然としてわが國農業の生産力の問題として、その發展の成否の問題として重要な意義をもつてゐるのであつて、たゞ事變後發生した種々なる困難な條件が、今やこの問題の解決を、ギリギリのところまで押しこくつて來たに過ぎないのである。

この問題解決の一方法として、農地調整法が現に施行されてゐる。だがこの法律はたゞ單に土地紛争に對する應急對策としての消極的な意義をもつてゐるに過ぎず、解決への方向さへも示してゐない。また論議としては、かつて土地國有が主張され、土地の國家管理が考へられ、或はまた、地價小作料の國家權力による引下げが問題にされたことがある。その何れの方法たるを問はず、これ等

の論議は、問題解決の方向を正しく指し示してはゐる。然し問題は方向の正しさだけではなく可能性の有無にあるのだ。そして可能性は現存の諸事項の精細な分析と、客觀的情勢への注意深き考慮とから、正しく發見さるべきである。だが吾々は今こゝにそれ等の分析、考慮について詳しく論述してゐる餘裕を持たない。で、次に、唐突のきらひはあるが卒直に、土地問題解決のための吾々の試案を提出するに止めやう。

土地問題の解決の最も現實可能なる方法として、吾々は土地所有權と土地管理權との分離を主張する。

土地は本來國家に歸屬し、上御一人の總覽し給ふところのものでなくてはならない。然るにその所有權が一人、若しくは一私設團體のものとなつたのは、資本主義的生産様式の所産なのであつて、それ故に土地の生産力は一應の發展を遂げ得たにしても、その功績は誤りなく認めなくてはならない、一面それは私營の對象となり、國家・國民の公益のための生産力の増大よりも寧ろそこから汲み取る地代若しくは利潤のための土地所有と化してしまつたのである。農業における悲劇はそこから由來したのである。わが國農業が、農民の過重なる勞働によつてのみ危くその生産を維持してゐるのは、いふまでもなく零細農業なればこそであるが、收穫の五割以上を收得する土地所

有の利益がまた、このやうな生産様式の維持を強く要求してゐるがためでもあるのだ。

土地所有をその本來の姿に還へすことこそ最も望ましい。しかし吾々はそれへの一階梯とし、又土地の私的領有の經濟的意義をも參酌して、先づそれからの管理權の分離を主張するのである。ではその分離された管理權は何れに歸屬すべきであるか？

土地管理權の主體として、從來問題にされてゐるのは、國家、市町村自治團體、産業組合等である。だが吾々の主張において特徴的なのは、部落協議會が土地管理の主體として新たに組織されなくてはならないとする點である。

部落こそ、歴史的にも、地域的にも農村協同體の單位でなくてはならない。それは血縁的にさへ強く結ばれた、生活・生産の自然の形體である。この部落全戸の加入による部落協議會によつて土地が協同管理され、これが土地所有者と團體協約を取り結び、小作料其他の問題の合理的處理に當る。とはいへ部落協議會は小作料の減免闘争を目的とした階級的農民組合のやうなものであつてはならない。この組織は獨り小作者のみでなく全戸加入であり、それは土地所有者と協約すると共に、一方小作者に對して、土地貸付に關する一切の責任を負はなくてはならない。だから部落協議會は小作者のためにその耕作權を護ると共に、勤勉にして忠實なる耕作を強制し、この義務に反す

る者に對しては、土地取上げその他の制裁を課する權利をさへ持たなくてはならない。

吾々が土地管理の主體を、以上のやうに、特に部落協議會としたのは、前に述べた生産の協同化・勞働の組織化、機械利用の協同化のためにも、それが最も適當な單位であると考へたからであるが、更に農業團體の統制を豫想し、この組織こそその下部構造の原型でなくてはならないと考へたからである。

部落協議會はまた、たとへ部落のものであるとはいへ、そこに固着してはならない。それは更に市町村、府縣、國へと發展された農業生産一般の一單位でなくてはならないし、またその管理の對象は獨り耕作地のみではなく、山林、原野にまでも及ばねばならない。更にそれはたゞに耕作についてばかりではなく、生産、消費を含む一切の問題の處理にも當るべきであり、かくて協同體の原型とならねばならない。

更に吾々はこの組織の活動によつて、從來未解決のまゝ取り残され、或は新たに生起した幾多の問題の解決が促進されることを豫想してゐる。例へば從來、難問題として半ば放擲されてゐる耕地の交換分に、この組織が如何に役立つか？

さらぬだに狭い一農家の耕作地が著しく散在してゐることは、わが農村の不幸なる特徴の一つで

あつて、全国の有租地五百八十萬町歩が九千四百萬筆に分散してをり、一農家が實に十六筆の耕地をトビ／＼に耕作しなくてはならないのが、わが農村の實情なのである。こんなことでは第一勞力がひどく浪費されてしまう。試みに群馬縣農會の調査による耕地集團の度合と勞力節約の關係を見るがよい。それは次のやうに、集團してゐる場合は散在する場合よりも五分の一以下に勞力を節約することが出来るのである。

耕地の散在する場合 (反當勞力)  
 畑 三一一人  
 畑 二七一人

耕地やゝ集團する場合 田 二六一人  
 畑 二一人

耕地の集團せる場合 田 六人  
 畑 五人

ひとり勞力ばかりではない。耕地散在が如何に協同化、機械化の妨げになつてゐるか、また、そのために如何に多種類の施肥を必要とするか、そしてそれ等が如何に農業を非採算的なものにしてゐるかは多くいふを要しない事實である。

部落協議會の組織が、滿洲集團移民の遺地管理のためにもどのやうに役立ち得るか？ 試みに次の事例を見やう。

「移住者の所有土地には擔保入のものも相當多いので、このまゝ放つて置きますと、他町村の地主や銀行に兼併せられ、その結果他町村民に耕作せられたり、或は他町村民が入り込んで来るキツカケにもなり、切角苦勞した分村計畫もそれでは甲斐がありませんので、これをなんとか村内に確保したいと思ひまして色々研究した結果、これを全部産業組合に買ひ取る事に致し、産業組合で買ひ取つた土地は各農事實行組合毎に耕地の分布の状況を斟酌致しまして、適當に貸付け共同収益地として經營せしめることにしたのであります」(長野縣更生協會發行「大日向村分村計畫の解説」)

長野縣大日向村のとつたこの方策は、現在の土地制度の下においては、けだし、最も適宜な處置であつたし、産業組合としても、從來よりも更に一步、その機能を高めたものとして、大いに見えるべきものがある。だがこの場合、産業組合による土地買取りは、必ずしも安全な方法ではない。といふのは、産業組合は既に多く地主化してをり、その傾向は更に進行してゐる。その限りにおいて産業組合は時に耕作者の共同の利益と對立する場合さへあり得るからである。だから大日向のやうな場合に部落の土地管理が出来たならば、耕作はより安全に「村内に確保」し得たであらう。大事なのは、本來、土地の所有ではなくしてその耕作なのだから。

かくして吾々は土地の部落管理に、わが國農業生産力の飛躍的發展の端緒を發見するのである。

## 六、協同精神の昂揚

以上において我々は、支那事變の深化が、わが農業生産の領域に如何に重大なる問題を提起しつつあるか、又これが解決は如何なる方向に向つてなされねばならないかを述べた。

然し問題はこれだけで解決されるのではない。如何に立派な理論も計畫も、人間自身が進んでこれを實行しなければ何の役にも立たないのである。しかも現實を見る時、計畫や決議に比較して、實行の如何に乏しきことか。我々はこゝに一箇の総合的な農村協同化の方針を述べたが、然し一番問題となることはこれを如何にして實行するかといふことである。そしてこの點に立至ると、我々は現實の農村の實情に於ては、それが如何に困難であるかをしみじくと感ずるのである。時代の重壓と長い間の自由主義的、個人主義的、團體利己主義的習癖とが、かゝる實踐を事毎に阻むのである。

然しながら現代は、世界的激動期にあつて、日本民族も亦有史以來の重大なる瞬間に際會してゐるのである。我々は、二千數百年來祖先から受けついで來たこの祖國の光榮ある歴史を、この難關に於て汚辱することなく、立派に後世へ傳へなければならぬのである。このことを考へるならば我々は困難や危機に沮喪することなく、より以上の勇猛心を以てこれが克服に邁進しなければならぬのである。

我々の農村協同體建設の道も、その根柢に於て、眞に憂國の至誠より出で、何物をも焼きつくさ

ずんば止まぬ熱情よりほとぼしり出たものでなければならぬ。この灼熱する動力あつてこそ、初めて協同化への道を前進することが出来るであらう。従つてかゝる協同主義運動は、日本農業發展の科學的方法に基くと共に、その根柢に強烈な愛國、愛郷の精神が燃えたつたものでなければならぬのである。

しかも亦、この精神的要素は、徒に悲憤慷慨するやうなものでなく、人間の氣持に徹し、郷土の特殊性にもしみこんだ、寧ろそこから湧き上つて來たものでなければならぬ。かくて我々は、部落の協同化を考へる時、その精神的のよりどころを先づ鎮守の神を中心として考へるのである。例へば神社を中心とした神饌田設定の如きは、神社崇敬の念を高めると共に、協同精神を養ひ訓練してゆく上に重要な意義を持つ。敬神行事を規律的に行ひ、部落の更生も、應召者とその家族の不幸も凡て祖先の靈の前で清淨な氣持で語り合ひ、處理するやうになれば、部落の協同化もまことに美しく行はれるだらう。

更に又、學科と實習と訓練とを兼併する青年道場の建設の如きもまた然りといへやう。また作業の如きも可能な範圍から協同化してゆけば、協同の勞働の中に協同の精神が芽生え、成長してゆくであらう。作業中に、或は休憩時間中に、理解の高いものが、時局の話、協同作業の必要性、機械

408  
276

化の能率を示した事例、統計等の諸問題を話してゆけば理解は更に容易であらう。

新しき農村文化は、國民協同主義の大地に芽生えなければならぬ。

他人の不幸がわが不幸とも感じられ、隣人の稲穂の豊かな實りが、わが幸福として喜び合へる、融け合つた、裕かな氣持の中に、新しい農村文化の姿は存する。

出征者の家族に、日と時間とを限つての奉仕も大切だが、それを更に高めて日常不斷の生活の中に、至誠と感謝との精神が具現されるやうな、生活の仕組みにならなければならぬ。

團體的規律と統制ある行動が尊重されなければならぬ。

生活の簡素は必要だが、それと共に文化的水準を高め、健康を保持しなければならぬ。

協同の生活の中に、たゆまざる進歩と建設が用意されなければならぬ。

そしてまた、かゝる中に、自分自らが磨かれ、より高められなければならぬ。

かくてこそ、自らの生活も高まり、日本が飛躍し、輝しい東亞の新秩序の建設が成就されるであらう。(完)

昭和十四年五月五日印刷  
昭和十四年五月九日發行

定價拾錢(郵稅三錢)

東京市神田區小川町一ノ六

編輯兼發行者 根 本 瑛

東京市芝區南佐久間町一丁目七番地  
印刷人 岩 本 菊 雄

東京市芝區南佐久間町一丁目七番地  
印刷所 研 文 社 印刷所  
電話芝〇一九一

東京市神田區小川町一ノ六

發行所 國民運動研究會

電話神田(25)三一六九番  
振替東京七九五五番

終

